

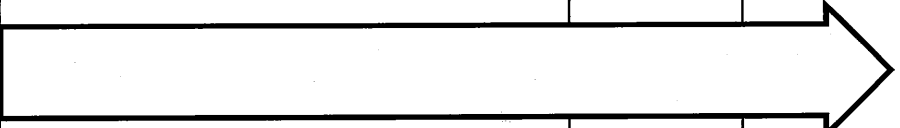
熊本地震に係る対応について

平成28年4月16日（土）未明に発生した熊本地震により、被災した加入者に対して、

○医療機関における一部負担金等の徴収猶予・免除（療養費を除く）

○疾病任意継続保険料の納付期限延長

の措置を行った。

事項	内容	28/4/14	28/7/11	28/7/31
<p>医療機関における一部負担金等の徴収猶予・免除（療養費を除く）</p>	<p>住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関窓口での徴収の猶予及び免除を平成28年7月31日まで行う。</p>			
<p>疾病任意継続保険料の納付期限延長</p>	<p>被保険者からの申請に基づき、平成28年5月分（納付期限5月10日）及び平成28年6月分（納付期限6月10日）の保険料の納付期限を平成28年7月11日まで延長。</p>	